

鳥取県建設工事等の予定価格事後公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所を含む。）及び他部局が発注する建設工事（土木系工種に限る。）並びに測量等業務（以下「建設工事等」という。）において、入札者が真の技術力、経営力により競争できる環境を整えるための検討に資することを目的として行う予定価格の事後公表の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、入札規則で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 事前公表工事等 入札の執行前に予定価格を公表する建設工事等をいう。
- (2) 事後公表工事等 入札の執行後に予定価格を公表する建設工事等をいう。
- (3) 落札率等調査 事前公表工事等と事後公表工事等の落札率等の比較を行うことをいう。

(事後公表対象工事等の範囲)

第3条 事後公表を行う建設工事等の範囲は、次の表のとおりとする。

区分	工種・格付	範囲	
建設工事	土木一般	A級	原則全て
		B級	原則全て
		C級	全発注件数の1/2
		D級	全発注件数の1/2
	アスファルト	A級	原則全て
		B級	原則全て
	とび等一般	A級	原則全て
		B級	全発注件数の1/2
	上記以外の土木系工種		予定価格4千万円以上は原則全て
	測量等業務		予定価格8百万円以上は原則全て

2 前項の規定にかかわらず、災害復旧工事等の円滑な実施にあたり、入札手続き等の迅速化を図るため、発注機関が必要と認めた場合には、事前公表ができるものとする。

(落札率等調査の対象範囲等)

第4条 落札率等調査は県土整備部が発注し、これらが所管する事業に係るものを対象とする。

2 県土総務課は、必要に応じて落札率等調査を実施するものとする。

(予定価格の公表時期)

第5条 発注機関は、開札日の翌日に予定価格を入札情報ホームページに掲示する。

附 則

この要領は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年9月6日以降に調達公告を行う工事から適用する。

附 則

この改正は、平成24年6月11日以降に調達公告を行う工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事等から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事等から適用する。